

特惠税率（一般特惠・EPA） を活用するための原産地規則 ～原産地規則の概要・初級者向け～



東京税関 業務部
総括原産地調査官
（東京担当）

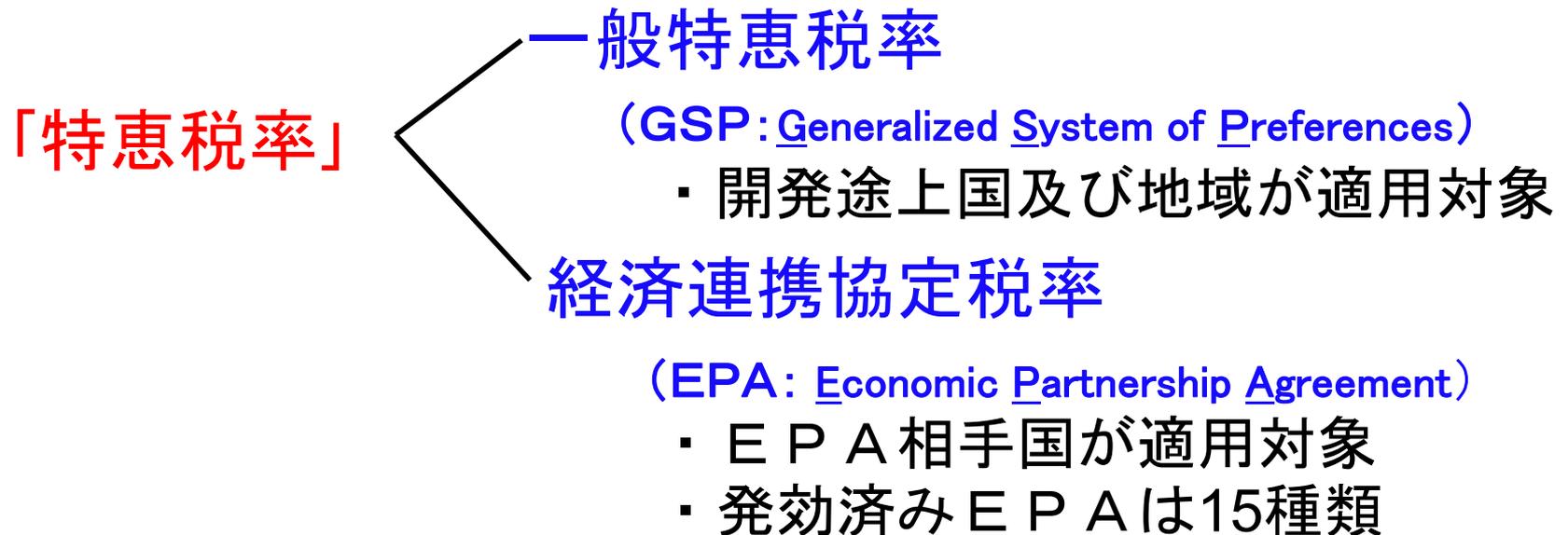
本日の説明事項

1. 特恵税率と原産地規則
2. 原産地基準（原産品とは）
3. 積送基準と手続的要件
4. その他

1. 特恵税率と原産地規則

(1) 特恵税率とは

- 「特恵税率」とは、特定の国・地域の産品に対して与えられる他の国よりも低い税率。



特恵制度では、相手国を原産地とする貨物(相手国の原産品)に対してのみ特恵待遇を与える。

特惠適用対象国

アセアン締約国
10か国(含日本)

2国間、アセアン適用可能

シンガポール

ブルネイ

マレーシア

タイ

2国間、アセアン、
GSP対象国

フィリピン

ベトナム

LDC: アセアン、GSP
対象国

ミャンマー

カンボジア

ラオス

2国間のみ適用
可能

スイス

オーストラリア

チリ

GSP受益国及び地域
140

メキシコ

インド

ペルー

インドネシア
(日アセアン協定未発効)

モンゴル

2国間、GSP
対象国

◎EPAとGSPの両方に税率の設定がある場合

原則: **EPA税率が優先**されGSP税率は適用不可

例外: **GSP税率の方が**EPA税率より**低い**場合(両方適用可能)

LDCの場合(税率に関係なく両方適用可能)

(関税暫定措置法施行令第25条第2項第6号、第7号)

税率比較

適用税率

GSP > EPA

EPA

GSP < EPA

選択可

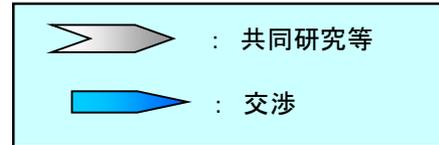
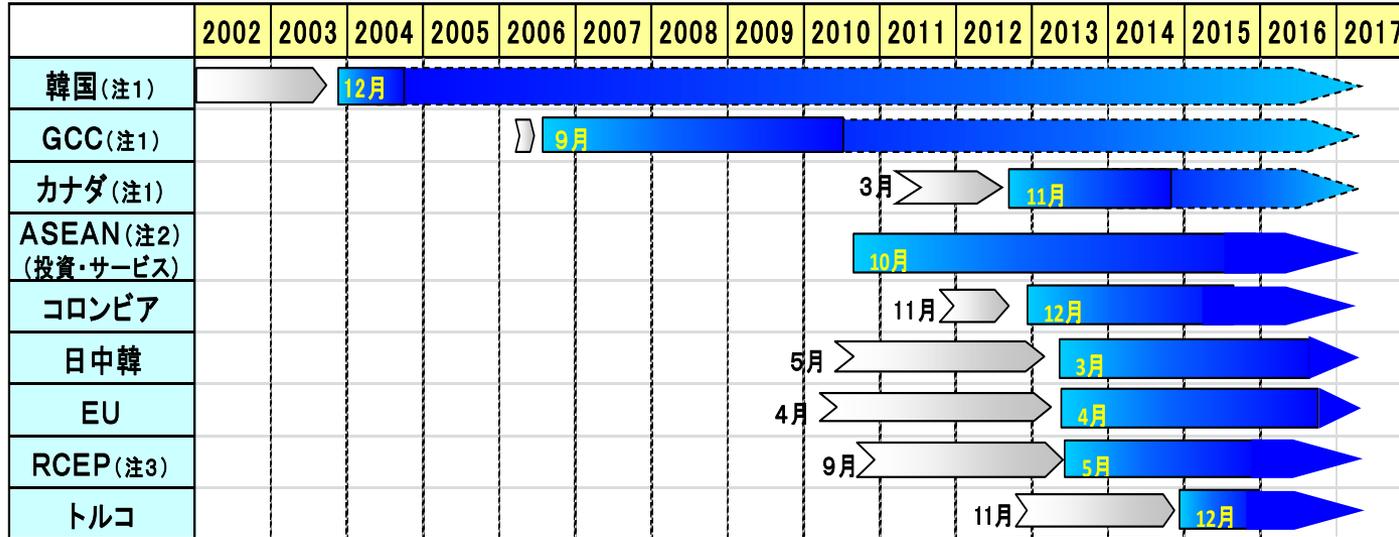
GSP = EPA

EPA

各国との交渉中EPAの進捗状況 (2017.1時点)

日本は、2002年に発効した日シンガポールEPA以降、これまで**15のEPA**を発効

各国とのEPAの進捗状況



(注1)日韓EPA、GCC (*)、日カナダ経済連携協定:交渉延期中又は中断中

(*)GCC(湾岸協力理事会):アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)

(注2)ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注3)RCEP(東アジア地域包括的経済連携):ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)

(注4)TPP(環太平洋パートナーシップ):シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

※発効又は署名済みEPA

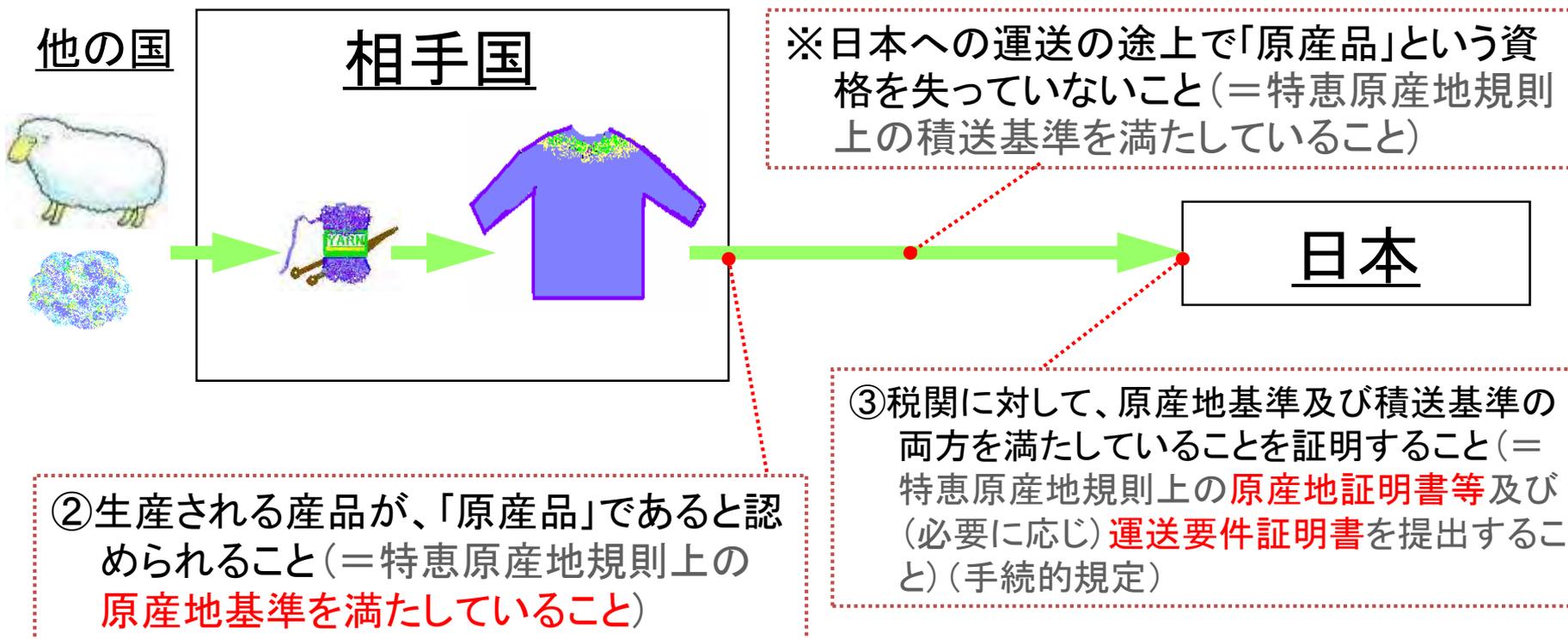
シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)	スイス	2009年 9月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年 9月発効	インド	2011年 8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年 3月発効
インドネシア	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効
ブルネイ	2008年 7月発効	モンゴル	2016年 6月発効
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注4)	2016年 2月署名(未発効)

※インドネシアは未発効

これらEPA発効国・地域との貿易については、EPA税率の適用が可能

(2) 特恵税率適用のための条件

- ① 輸入される製品に関して、**特恵税率が設定**されていること
(EPA:協定の譲許表、一般特恵:暫定措置法別表)



特恵税率適用のためには①②③の全てを満たす必要がある

輸入される製品に関し、**特惠税率**が設定されていること

第4部 農産食品、飲料、アルコール、食料、たばこ及び製造たばこ代用品
第19部 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

2016年6月7日現在

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate		関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)														単位 Unit	II							
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	チリ Chile	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	ペルー Peru	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland	ベトナム Viet Nam			インド India	ペルー Peru	豪州 Australia	モンゴル Mongolia			
050	一 その他のもの		26.20円/kg	4(35円/kg)																					KG	
1904.90	その他のもの 小麦のもの		4(402円/kg)																							KG
110	※1)米の含有量が全重量の30%以下のもの ※2)その他のもの		25%	(25%)																					KG	
170	一 政府が主要食糧の供給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による運送による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)																					KG	
130	一 その他のもの																								KG	
210	2 小麦又はライ小麦のもの 一 政府が主要食糧の供給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による運送による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第46条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)																					KG	
290	一 その他のもの		26.20円/kg	4(35円/kg)																					KG	
310	3 大麦又は裸麦のもの 一 政府が主要食糧の供給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による運送による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第46条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)																					KG	
390	一 その他のもの		26.60円/kg	4(94円/kg)																					KG	
400	4 その他のもの		29%	21.3%																					KG	
19.05	パン、ペストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有するがしないかを問わない。)及び堅もち(薄ウエー)に適用に関するオプポート、シーリングウエー、ライスペーパーその他のこれらに類する物品																									KG
1905.10.000	カリオブレッド		13%	9%	4.5%	無税	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	KG	
1905.20.000	クワンカニブレッドその他のこれらに類する食品		30%	18%	9%	無税	5.0%	2.0%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	KG	
1905.31.000	スイートビスケット		24%	20.4%		無税																			KG	
1905.32.000	ワッフル及びクッキー		30%	18%	15%	無税																			KG	
1905.40.000	ラスク、トーストパンその他のこれらに類する焼いた食品		13%	9%	4.5%	無税	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	KG	
1905.90	その他のもの パン、乾パンその他のこれらに類するベーカリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えた)		12%	9%		無税																			KG	

一般特惠(GSP)

経済連携協定(EPA)

税関ホームページ
<http://www.customs.go.jp/>

関税分類番号(HS番号)とは？

- 関税分類番号(HS番号)

- 関税分類番号(HS番号)～HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号

- 類(2桁)・・・(例)第26類

Chapter

- 項(4桁)・・・(例)第26.01項

tariff heading

- 号(6桁)・・・(例)第2601.11号

tariff subheading

第5部 鉱物性生産品

第26類 鉱石、スラグ及び灰

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S. code		
26.01		鉄鉱(精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。) 鉄鉱(精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。)
2601.11	000	凝結させてないもの
2601.12	000	凝結させたもの
2601.20	000	焼いた硫化鉄鉱

原産地規則の構成要素の内容

特恵税率が
設定されて
いること

原産地規則の 構成要素

原産地規則

原産地基準

積送基準

手続的規定

3種類の原産品

完全生産品

(材料：[自然]または
完全生産品のみ)

原産材料のみから
生産される産品

(材料：原産材料のみ)

実質的変更基準を
満たす産品

(材料：非原産材料を使用)

EPAのみ。
GSPでは実質的変
更基準を満たす産
品に含まれる。

品目別規則

関税分類変更基準

付加価値基準

加工工程基準

実質的変更基準の例外

累積 (EPAのみ)

自国関与 (GSPのみ)

僅少の非原産材料

原産資格を与えるこ
ととならない作業

原産地証明書等
事後確認手続等
運送要件証明書

通し船荷証券の写し

積替国の官公署が発給
した証明書

税関長が適当と認めるもの